

会 議 録		令和 5 年 2 月 24 日 作成	令和 8 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府綾部警察署協議会（令和 4 年度第 4 回）		
開催日	令和 5 年 2 月 16 日（木曜日）		
時 間	午後 1 時 30 分から午後 3 時 05 分までの間（95 分）		
場 所	京都府綾部警察署 講堂及び道場		
出席者	大槻会長、梅原副会長、塩見副会長、上原委員、藤田委員 （欠席 吉田委員、上田委員）		計 5 人
	署長、副署長、警務課長、生活安全課長、相談係長、広聴係長		計 6 人
諮 問 事 項	1 警察官・警察官の受傷事故防止について 2 綾部警察署管内の犯罪情勢について		
会 議 内 容	1 会長挨拶		司会 副署長
	2 署長挨拶		
	3 協議		司会 会長
	(1) 諮問事項説明 警察官の受傷事故防止（総合対処法）について～警務課長 当署道場において、耐刃防護衣などの装備資機材の紹介及び総合対処 訓練状況の視察を受けた後に、講堂へ戻り説明を行う。 【委員】先ほど訓練を見せてもらったが、日々そうした訓練をしているとは 知らず、凄いと思った。警察の仕事自体が常に緊張感のいる仕事だと 実感した。 駐在所の警察官もこうした訓練をされるのか。 【警察】駐在所員も実施している。 駐在所は常に 1 人勤務なので、定期的実践的な訓練を行っている。 また、本署の当直員を対象とした訓練も実施している。 過去には、訓練の様子を見た通行人が 110 番通報するといった出 来事があったほど、緊張感を持って訓練に臨んでいる。 本来は術科専門の警察官がいるが、本日は参加できず不十分なと ころがあったかもしれないが、普段からこのような訓練を行っている。 【委員】1 人でも対応しなければいけないのか。		

会 議
内 容

【警察】 そうである。

ただ、他府県警察の交番襲撃事件を受けて、夜間帯などは必ず2人勤務をしなければいけないが、署員数には限りがあるので、110番事案に1人で臨場しなければならないこともあり、それにどう対応していくかは難しい問題である。

【委員】 先ほどの訓練は、複数の警察官で1人の犯人を制圧するというものだったので、確かに制圧しやすいと思う。

しかし、交番勤務では1人しかいないときもあり、犯人にすればそこが狙い目と思うので、突発的に襲われた場合はどうするのか。

個人の練度をあげていくしかないのか。

【警察】 住民の方は「交番には警察官が常駐してほしい。」と思われるだろうが、当署湊垣交番は1人勤務であり、夜間は原則的に綾部駅前交番と合流して2個班で動いているのが実情である。

【委員】 交番を襲うとなればおそらく目的は拳銃と思うが、相手が刃物等を持っていれば拳銃の使用もやむを得ないと思う。

発砲の是非はともかく、拳銃で威嚇することは難しいのか。

【警察】 最近では、全国的にも拳銃使用は珍しくない。

近年では、隣接の舞鶴警察署の行永交番でも発砲があった。

以前には、山科警察署管内で警察官が犯人の足に発砲したところ、その犯人が亡くなったことがある。その一方で、北警察署管内では警察官が威嚇射撃の後に刃物を把持した犯人の両足へ発砲したが、犯人は刃物を手放さなかったという事例もあるので、拳銃が必ずしも効果的とは限らない。

【委員】 ニュース等では、犯人が向かって来て警察官が怪我を負うような状況でも、拳銃を使用していないことがある。

使う以上は制約があると思うが、せめて威嚇くらいはできないものかと思う。

【警察】 拳銃は、相手に向けて構えた時点で使用に当たる。

拳銃訓練では実践的な使用訓練を年間で行っており、各警察署でも模擬弾を使った訓練を行っている。拳銃の使用判断については、身体に染み込ませるように何度も行う。

また、実際に発砲して犯人を死なせた場合、警察官のメンタルケアも必要になってくる。

【委員】 パトカーに向かって乗用車で突っ込んできた犯人に対して警察官が発砲し、犯人が死亡したという事件があったと思う。

【警察】 難しい事例と思われる。

【委員】 あの事件でも、後から発砲が適正かどうか議論になるのか。

会 議
内 容

【警察】なると思われる。

発砲の際は1発ごとに効果を確認しなければいけないため、ドラマのように連射することはない。

【委員】私の感覚では当然撃つだろうと思うが、どう議論になるのか。

【警察】拳銃は発砲できる要件が定められているので、車での衝突等を含めて詳しい状況が検証されることと思われる。

【委員】身体を張って守ってもらっていると感じた。

大変な仕事であり、特に1人勤務では24時間気が抜けないと思う。

【警察】拳銃や耐刃防護衣などの装備品が増えている。

警棒も以前より大きくなり、女性警察官も同じ装備を着ける。

【委員】夏場は暑いだろうし、重い装備を着けて動くのは大変と思う。

【委員】体力と精神力を兼ね備えた者が警察官の適正となるのか。

【警察】警察官は皆が交番勤務を経験するので、全ての基本であるし、それに耐えられないようでは警察官は務まらないと言える。

【委員】駐在所は24時間勤務か。

【警察】勤務時間制であり、居住空間はしっかりと区別されている。

しかし、警察官家族の安全をどう確保するのか、という課題もあるので、駐在所は廃止方向で進んでいるところもある。

【委員】受傷事故防止の観点から、複数人で事案対応するにあたり、綾部警察署は警察官の人数が十分ではないと聞いたが、京都府警察自体の人数が少ないのか、それとも綾部の割振りが少ないのか。

【警察】人口割合で見た場合、全国で警察官の数が1番多いのは警視庁で、京都府警察は2番目なので、それだけ警察官1人が負担する人口割合は少ない。

また、京都府警察の中では綾部警察署は人口割合では1番警察官の数が多いため、増員は望めないのが実情である。

【委員】交番が多いのか。

【警察】交番の数は1番少ない。署員数も少ないが、人口割合では警察官1人にかかる負担が少ないので増員を望めないのである。

【委員】過酷な勤務と思うが、求人状況や離職率はどうか。

終身雇用という時代ではなくなっており、企業としては大きな課題であるが、転職も珍しくないのではないか。

【警察】離職率はそれほど高くない。職務の特殊性から、培った経験やスキルを活かせる転職先がないということかと思われる。

採用に関しては、採用年齢の上限が35歳に延長される。

【警察】希望者数減少の主な理由は少子化によるものと思われる。

採用勧奨活動には力を入れており、就職セミナーへの参加や受験勧

奨活動などを行っている。

【委員】35歳が採用された場合でも、18歳と同じように警察学校へ入校し訓練を受けなければいけないのか。

【警察】そうである。

(2) 諮問事項説明

綾部警察署管内の犯罪情勢について～生活安全課長

【委員】万引きについて、犯人の年齢層はどうか。

【警察】何とも言えないが、減ったのは高齢者による犯行である。

これまでは、店舗側が弁償すれば被害届を出さないというケースが多かったが、事件化することで初めて身に染みるというところがあると思われる。

積極的に被害届を出してもらうことで前年は認知件数が増えたが、事件化することにより、軽い気持ちでの犯行が減少に転じたのではないかと思われる。

【委員】大型商業施設が多いのか。

【警察】令和3年は大型商業施設が多かったが、去年は大きく減った。

店内の防犯カメラが多いため、犯行状況が映っていることが多く、店舗側の姿勢としても「被害届を出す」という方針に変わってきているため、万引きをすれば捕まるという認識が浸透したのではないかと思う。

【委員】お客さんからの通報はあるのか。もし買い物中に犯行を目撃した場合は、店員に言えば良いのか。

【警察】警察における認知は、店舗からの通報がほとんどである。

【委員】店員を見掛けないときはどうすれば良いか。

【警察】届出に関しては店舗の判断による部分もあるので、まずは店員へ伝えてもらうのが良いと思われる。

この万引きの件数は全て検挙したものである。店舗側からの万引き申告を受けて事件化すると発生件数に計上されるため、被害だけの申告というのは綾部ではほとんどない。

【委員】侵入窃盗が5件から19件に増加している。

また、人がいる屋内に侵入するという忍込みが5件というのは強盗事件へ発展しかねないため、とても気掛かりである。

鍵掛けが大事と言われるが、1人暮らしの家などは見慣れない番号からの電話が鳴るだけで、特殊詐欺や強盗犯グループによる在宅確認かと不安を感じる。

鍵を掛けてもガラスを割られればどう対処すれば良いか、そういう場合の対処法を示してもらえると有難い。

会 議
内 容

【委員】綾部市の侵入窃盗の犯人像はどういったタイプが多いのか。

【警察】集中的に同じような場所で被害が発生している。

1つは、テントを張って山に籠もり、夜になると降りてきては犯行に及ぶという犯人によるものだったが、これは他府県で検挙されている。

年末にも数件ほど被害が発生したが、これは夏場に発生したものと似通った手口で、まだ犯人像まで分かっていない。

ただ、いずれにせよ鍵を解錠して侵入するという犯行は、今のところ発生していない。

夏場に全ての窓を閉めるのは難しいかもしれないが、まずは鍵掛けが重要なので、発生時は近隣宅を一軒ずつ回り、声掛けを行った。

【委員】車上ねらいや自動車盗は多いのか。

【警察】車上ねらいは昨年中6件発生しているが、自動車盗の発生はない。

【委員】テレビを見る限りではよく発生している印象を受ける。

【警察】自動車盗は、転売するルートなどを確保した組織的な犯行と思われるが、そうした被害は今のところ認知していない。

【委員】払出盗とは何か。

【警察】不正に入手したキャッシュカードを用いられ、ATMから現金を出金される被害であり、実質的には特殊詐欺に近い。

キャッシュカードをだまし盗った犯人がATMで出金した場合、法律上は金融機関が被害者となるため、そうした手口に分類される。

5 事務連絡

令和5年度第1回京都府綾部警察署協議会は、令和5年6月ころに開催予定である。

以上

第4回京都府綾部警察署協議会の開催状況

